

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第四章 労農救援活動

一、労農救援組織 一九四五年八月一五日を転機として、人民解放運動が再建されるや、戦災者、遺族、在外同胞の家族、引揚者、復員者等の一般戦争犠牲者に対する大衆的救援活動として、四六年一月勤労者生活擁護協会が組織されたが、右協会は同年一二月、その組織構成を個人加盟から、組織労働者の経営に於ける団体加盟に転換し、その目的も「労農勤労市民の基本的な人権擁護と、その解放運動に対する援助及び犠牲者並にその家族の救援」に限定明記し、ここに労農救援活動の唯一の全国的組織としての労農運動救援会が発足し、四七年中に六七〇万組織労働者と、四二〇万組織農民の加盟を見て四八年を迎えたのである。

四八年は片山首班内閣の外資導入、「組合健全化」の政策、芦田内閣の出現に応じて、愛光堂、日本タイプ、阪神朝鮮人教育問題、福井公安条例、政令二〇一号による二、〇〇〇名の労働者検挙、三島製紙事件、東宝事件、日立八・二四事件、全通清水事件など一連の弾圧に対して、広般な人民が抗議に立ち上り、次いで同年秋、芦田内閣の退陣に続く吉田内閣は組閣早々、電産、全日化、日鉄、金属鉱山等を中心に、北九州に弾圧の嵐を起し、東京では中央電話局事件を惹起し、第三国会で改訂公務員法を通過せしめ、経済三原則を強行するに至った。ここに労農運動の犠牲者は続出し、必然的に救援活動の比重は増大し、それぞれ犠牲者を出した団体が救援に起ったばかりでなく、労農運動救援会、朝鮮解放救援会を中心に、各労組、民主団体も協力して大衆的救援カンパを展開し、全通、国鉄その他の有力組合では組合員救援規定を夫々設けて救援金の積立を行った。かくして各単位組合乃至産業別の救援組織が一方に於て着々形成されると共に四七年中には東京、神奈川、大阪等に過ぎなかった救援会の支部組織も、三月盛岡、四月石川、五月松山、六月岩手、北海道、長野、八月静岡、新潟、十一月山口と、全国各地の重要地点に於て全通、金属、国鉄等の組合下部組織の団体加盟によって作られた。即ち四八年は全国的に救援組織拡大の年であった。

しかし尚農村に於ける救援組織の確立は貧弱であり、そのため地方巡回オルグ派遣、財政補助等が行われ、又救援会第三回全国大会は一二月九日「組合の枠を超えた組織的統一的な大衆的救援活動の必要性」を自己批判している。

四八年末より四九年初めにかけて、労働者を先頭とする労農市民進歩的文化人との政治戦線統一が社共労農の合同闘争の形で全国的に捲き起ったが、これは直接に救援活動の戦線統一に結びついた。

又、四九年初頭の総選挙の結果、民自党の議会内絶対多数確保を基礎として、労働法規の改訂、ドッジ・ラインによる企業整備、行政整理の断行、農村の追加供出、中小商工業者に対する所得税加重、大衆課税の強化等の資本家的政策が顕著になるに及び、それに対応して同年前半に於ては救援活動の大衆組織化は急速に進展した。即ち従来、全通には弾圧対策部、国鉄には救援部、その他各労組内には救援共済担当の部が設置されて救援活動をしていたが、二月一日の日本労

農救済会(従来の労農運動救済会は四八年一月九日第三回全国大会に於て名称を変更した)中央常任委員会は「現在の情勢の下に於てこのように分割された救済活動では不十分であり、大きく躍進する闘争の犠牲者は労働階級全体の犠牲者として強力な救済活動が全国的規模に於て展開されねばならない」と決議した。そしてこの主旨により各労組と救済会の共同対策を議する救済懇談会が作られ、全通第八回中央委員会が、同組合の弾圧対策部を発展的に解消して傘下組織三六万人を一挙に救済会組織へ加入せしめた外、三月一日東芝労連の二八、〇〇〇名、四月二〇日全造船、四月二二日国鉄つづいて自電連合、全商工、全公団、全木材、日農、全官労、全国セメント、新日本文学会、日本帰還者同盟、日通関東地区本部等が、夫々救済会に団体加入するに至った。かくして救済会の地方組織も四九年前半は、熊本、宮崎、福井、静岡、千葉、茨城、山梨の各地に支部が出来、広島、京都、福島、宮城支部では再組織強化策が行われ、旭川、小田原、川崎には地区組織が、更にこれらの成果の上に地方協議会組織も結成されるに至った。

このように四九年前半には救済組織は弾圧政策に呼応して発展したのであるが、後半に至ると、国鉄、全通を筆頭とする全官公庁の行政整理による労働戦線の分裂は、必然的に救済戦線の分裂を導き、救済会組織よりの脱退が顕著に現われ始めた。即ち既に四八年中政令二〇一号違反事件の場合、国鉄民同派は左派犠牲者に対する救済を拒否する態度に出ていたが、四九年後半には左右勢力の交替に伴い、民同派が主導権を握った組合である国鉄、電産、全進労、日電連合等の救済会本部脱退を始め、下部組合組織の救済会支部脱退が続出するに至った。また組織活動は常に財政活動と表裏し、労組および救済会の財政悪化のため救済活動は弱体化し、実質的に機能を喪失する所も発生し、救済活動の対象増大に反比例して、極めて苦難に充ちた形相をとり始めた。救済会第四回大会は同年一二月一日この組織弱体化を自己批判して、(イ)宣伝啓蒙活動の不足、(ロ)日常の世話役活動の不足、(ハ)財政の組合会計依存、(ニ)事務局引廻主義と機関の未確立、(ホ)会員の救済意識の欠如等を挙げている。しかし右派組合に於ける救済活動には一般的に見るべきものがない。

二、労農救済活動 具体的な救済活動としては各種労農運動に対する弾圧が法規の運用による国家権力の発動によって行われるため民事、刑事を問わず法律活動としての救済は四八、四九年を通じ常に活発に展開された。又医療活動による救済も四八年中はなお微弱であったが四九年に入り、医療救済組織の強化と共にその機能も拡大し、特に四九年に入って後は失業ならびに一般的生活危機の深化に伴い社会厚生活動的救済が大衆の生活防衛運動として抬頭した。

(1)法律活動 四八年には後記の如き無数の事件発生にともない犠牲者数も急激に増加したが、これに対処して自由法曹団を中心とする公判闘争は「反ファッショ闘争の一環として階級裁判の本質を暴露する」という立場からおこなわれ、また大衆の力により刑事被告人を無罪釈放させる為に法廷外大衆闘争との有機的統一を重視した。大衆団体は各事件ごとに自由法曹団関係労農弁護士との緊密な連絡をとり、面会、差入、留置場、刑務所内の犠牲者の待遇改善交渉、釈放署名運動等が活発に展開された。更に理論的な面では労農弁護士、産別全法協、民科法律部会、進歩的法学者等によって絶えず研究が行われ、その成果は公判闘争に大きな力を与えた。特に東洋合成、愛光堂、日本タイプ、東洋時計等に現われた生産管理対策としてはこれらの闘争経験、資料判例に基く研究が重ねられ、関係検事を職権濫用罪として告訴し、芦田政令を始め弾圧諸処分に対する違憲取消訴訟も提起された。

四八年度中に於ける主要事件を列挙すると

(イ)阪神摘発闘争事件 一月一二日大阪久保田鉄工所の四六名の軍事裁判起訴に対しては救済会より対日理事会四力国代表に対する歎願書が提出され、また尼ヶ崎扶桑鋼管では一三名が起訴

された。(ロ)泉機械生管弾圧事件 桐生に発生したわが国最初の生管事件で二五名が検挙された。(ハ)全通東搬工事件 六三万人の釈放歎願の署名が集った。(ニ)愛光堂生管事件 一名起訴。(ホ)日本タイプ事件 二九七名検挙、五二名が起訴。(ヘ)朝鮮人教育問題 被検挙者総数三、〇七六名中二〇七名起訴。四月二四日神戸憲兵司令部は非常事態宣言を発し、二六日大阪府庁に対する三万人の抗議デモに当り一名射殺され一名の少女重傷を負う。この弾圧には朝鮮解放救援会と共に日本人の民主陣営も起上り東京より有名文化人、労組指導者による調査団が派遣され、四九年中頃迄に釈放署名数二五〇万、救援金五八万円を算えた。(ト)政令二〇一号違反事件 被検挙者数約二、〇〇〇名中四〇〇名起訴、戦後最大の事件で全国的救援活動が展開されたが、特に刑事公判闘争と併行して関係労組、民擁同、自由法曹団を原告とする本政令に基く行政処分取消の訴訟が闘われた。(チ)そのほか三島製紙事件(三〇名起訴)電産北見分会事件(一五名起訴)下松東洋鋼板事件(一〇名起訴)理研小千谷生管事件(二七名起訴)のほか、金沢ゴム長、山梨究科工業、メロ映画劇場、全通清水事件等々国内事件のほか軍事裁判としては前掲(イ)(ハ)(ヘ)のほか全通札幌電話局事件、横須賀事件、猪苗代電源スト事件、全通旭川プレスコード違反事件、東宝田畑事件、新潟舌禍事件、都教委選挙事件、小倉デモ事件、朝鮮人民共和国国旗掲揚事件、高倉テル事件、電産沼倉事件等が数えられる。

次いで四九年に入ってから的重要事件は、(イ)五、三〇・三一事件即ち都公安条例反対事件に於ては、六月一日全労連、民擁同、大金属、産別、民商等八〇余団体代表による公安条例反対共闘委員会が犠牲者救援を統一的に行うこととなり、犠牲者調査、差入、公判対策を講じ、救援資金カンパを行い、各犠牲者を出した団体が常駐的に動員して調査活動、資金活動、救援活動グループを編成し、六月一八日には救援会を中心として、弾圧反対救援懇談会を結成し、自由法曹団による公判闘争に備えて、写真記録による証拠品または証人の蒐集確保につとめた。そのほか(ロ)松本治一郎氏追放取消運動、(ハ)豊和工業事件、一一八名検挙、(ニ)西條事件二八名検挙、(ホ)広島日鋼事件三〇名検挙一〇名重傷、三二五名軽傷、(ヘ)横浜人民電車事件四七名起訴、(ト)東芝加茂事件一四一名検挙、一二名起訴、(チ)平事件約一五〇名起訴、(リ)三鷹事件、(ヌ)松川事件、(ル)朝連並に民青解散事件、(ヲ)引揚者出迎のポ政令違反事件等々の国内事件のほか軍事裁判としては佐賀の和田浩事件、世田谷民商事件、全財平石事件、和歌山プレスコード事件、埼玉教育事件等があげられる。特に三鷹事件の公判は四九年一月四日より東京地裁で開始され、東京地方の労働者は法廷に入り切れない程の動員が行われ、職場の代表を傍聴させ、職場に帰って報告会を開き、又公判速報を出す等、法廷闘争を職場に持込み、職場の問題と結びつけて、職場の中から三鷹救援活動がもり上るように努め、歴史的公判闘争が、被告、弁護士、全国的労組、民主団体、救援会の緊密な連絡の上に進められた。なお四九年に勝訴した刑事公判闘争は、(イ)北海道全通深川局事件、(ロ)同電産北見事件、(ハ)全石炭奈井鉢事件、(ニ)世田谷民商事件、(ホ)国鉄名古屋機関区芦田政令違反事件、(ヘ)大和製鋼生管事件、(ト)警察官始末書問題、(チ)山口県東洋鋼板事件、(リ)福岡三支炭坑事件で大和製鋼生管事件が刑の免除を得た外は全部無罪を獲得する成果をあげた。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

